

（窓ガラス）

第26条 平成元年4月30日以前に製作された自動車については、保安基準第29条並びに細目告示第39条、第117条及び第195条の規定にかかわらず、次の基準に適合するものであればよい。

- 一 自動車の窓ガラス（最高速度35キロメートル毎時未満の大型特殊自動車及び最高速度20キロメートル毎時未満の自動車（幼児専用車及び旅客自動車運送事業用自動車を除く。）にあつては、前面ガラス）は、安全ガラスでなければならない。ただし、衝突等により窓ガラスが損傷した場合において、当該ガラスの破片により乗車人員が傷害を受けるおそれの少ない場所に備えられたものにあつては、この限りでない。
- 二 自動車（被牽引自動車を除く。）の前面ガラスは、次の基準に適合するものでなければならない。ただし、ロ及びハの規定は、大型特殊自動車及び最高速度20キロメートル毎時未満の自動車には、適用しない。
 - イ 透明で、運転者の視野を妨げるようなひずみのないものであること。
 - ロ 損傷した場合においても運転者の視野を確保できるものであること。
 - ハ 容易に貫通されないものであること。
- 三 自動車（被牽引自動車を除く。）の前面ガラス及び側面ガラス（運転者席より後方の部分を除く。）には、次に掲げるもの以外のものが装着され、はり付けられ、塗装され、又は刻印されてはならない。
 - イ 整備命令標章
 - ロ 臨時検査合格標章
 - ハ 検査標章
 - ニ 自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第94号）第9条の2第1項（同法第9条の4において準用する場合を含む。）又は第10条の2第1項の保険標章、共済標章又は保険・共済除外標章
 - ホ 道路交通法第63条第4項の標章
 - へ 車室内に備えるはり付け式の後写鏡
 - ト 公共の電波の受信のために前面ガラスにはり付けるアンテナ。この場合において、乗用自動車であつて細目告示別添37「窓ガラスの技術基準」2.8.に規定する前面ガラスの試験領域A（以下「試験領域A」という。）又は試験領域Bにはり付ける場合にあつては、次の①又は②に掲げる要件、乗用自動車以外であつて試験領域Iにはり付ける場合にあつては、③に掲げる要件を満足しなければならない。
 - (1) 試験領域A（以下「試験領域A」という。）にはり付ける場合にあつては、機器の幅が0.5ミリメートル以下であり、かつ、3本以下であること。
 - (2) 試験領域B（試験領域Aと重複する領域を除く。）にはり付ける場合にあつては、機器の幅が1.0ミリメートル以下であること。
 - (3) 試験領域Iにはり付ける場合にあつては、機器の幅が1.0ミリメートル以下で

あること。

チ イからトに掲げるもののほか、装着され、はり付けられ、又は塗装された状態において、透明であり、かつ、運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲に係る部分における可視光線の透過率が70パーセント以上であることが確保できるもの

リ 自動車に盗難防止装置が備えられていることを表示する標識又は自動車の盗難を防止するために窓ガラスに刻印する文字及び記号であって、側面ガラスのうち、標識又は刻印の上縁の高さがその附近のガラス開口部（ウェザ・ストリップ、モール等と重なる部分及びマスキングが施されている部分を除く。）の下縁から100ミリメートル以下、かつ標識又は刻印の前縁がその附近のガラス開口部の後縁から125ミリメートル以内となるように貼付又は刻印されたもの

ヌ イからリまでに掲げるもののほか、国土交通大臣又は地方運輸局長が指定したものの

2 次の表の上欄に掲げる自動車については、前項の規定のうち同表の下欄に掲げる規定は、適用しない。

自 動 車	条 項
一 昭和32年12月31日以前に製作された旅客自動車運送事業用自動車	第1号
二 昭和45年5月31日以前に製作された自動車	第2号ロ
三 昭和48年11月30日以前に製作された自動車（幼児専用車及び旅客自動車運送事業用自動車を除く。）	第1号
四 昭和62年8月31日（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車であって輸入された自動車以外のものにあつては昭和62年2月28日、輸入された自動車にあつては昭和63年3月31日）以前に製作された自動車	第2号ハ

3 次の表の第1欄に掲げる自動車については、第1項の規定のうち同表第2欄に掲げる規定は、同表第3欄に掲げる字句を同表第4欄に掲げる字句に読み替えて適用する。

自 動 車	条 項	読み替えられる字句	読み替える字句
一 昭和35年3月31日以前に製作された自動車	第2号	自動車（被牽引自動車を除く。）の前面ガラス	自動車の運転者席の前面ガラス

二 昭和33年1月1日から昭和48年11月30日までに製作された自動車（幼児専用車及び旅客自動車運送事業用自動車を除く。）	第2号イ	もの	安全ガラス
三 昭和45年6月1日から昭和62年8月31日（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車であって輸入された自動車以外のもの）あつては昭和62年2月28日、輸入された自動車にあつては昭和63年3月31日）までに製作された自動車	第2号ロ	運転者の	運転者の直前の

4 令和元年6月30日以前に製作された自動車（平成29年7月1日以降に指定を受けた型式指定自動車（平成29年6月30日以前に指定を受けた型式指定自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動力用電源装置の種類、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）及び国土交通大臣が定める自動車を除く。）については、細目告示第39条、第117条及び第195条の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成26年国土交通省告示第675号）による改正前の細目告示第39条、第117条及び第195条の規定に適合するものであればよい。

5 貨物の運送の用に供する車両総重量が3.5トン以下の自動車であつて次に掲げるものについては、細目告示第39条第3項、第117条第4項及び第195条第5項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和4年国土交通省告示第1040号）による改正前の細目告示第39条第3項、第117条第4項及び第195条第5項の規定に適合するものであればよい。

一 令和6年6月30日以前に製作された自動車

二 令和6年7月1日から令和8年6月30日までに製作された自動車であつて、次に掲げるもの

イ 令和6年6月30日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ 令和6年7月1日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であつて、同年6月30日

以前に指定を受けた型式指定自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの

ハ 国土交通大臣が定める自動車

三 令和8年6月30日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後11月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの